

～ 転出届の際に必要な手続き ～

下記の項目に該当する場合は、各窓口において手続き願います。

平成23年5月1日現在

項目	手続き内容	持参するもの	窓 口
住民票関係	転出届(転出証明証受渡)	・印鑑(認印)	住民生活課(早来地区) (0145) 22-2940
	印鑑登録証の返還	・印鑑登録証	
	住民基本台帳カードの返還	・住民基本台帳カード	追分住民総合相談室(追分地区) (0145) 25-2411
国民健康保険・医療制度関係	国民健康保険の資格喪失届	・保険証類一式 ・印鑑(認印)	健康福祉課保険医療室(追分地区) (0145) 25-4556 早来住民総合相談室(早来地区) (0145) 22-2512
	長寿(後期高齢者)医療の住所変更届	・保険証類一式 ・印鑑(認印)	
	各種医療費助成制度(重度・乳幼児・ひとり親)の喪失届	・各種制度の受給者証 ・印鑑(認印)	
児童・福祉サービス関係	子ども手当受給事由消滅届 (現在子ども手当を受けている方)	・印鑑(認印)	健康福祉課(追分地区) (0145) 25-4556 早来住民総合相談室(早来地区) (0145) 22-2512
	児童扶養手当住所変更届 (道外に転出する場合のみ)	・児童扶養手当証書	
	各種受給者証の返還(自立支援医療、福祉サービス)	・各種受給者証	
保育関係	退園届 (現在認定子ども園、幼稚園、保育園に入園している方)	・印鑑(認印)	教育委員会 (0145) 25-2083 早来住民総合相談室(早来地区) (0145) 22-2512
介護保険関係	介護保険証他各種減免証の返却 介護保険資格喪失届出書	・介護保険証及び各種減免証	健康福祉課保険医療室(追分地区) (0145) 25-4555
	緊急通報システムの撤去	・撤去日の打ち合わせ 立会必要	
	介護保険料還付請求書	・印鑑(認印) ・口座番号のわかるもの ゆうちょ銀行不可	早来住民総合相談室(早来地区) (0145) 22-2512
	介護保険住所地特例適用変更・終了届 転出先が介護施設の場合 介護保険受給資格証明書の受渡し 転出先が介護施設以外の場合	・特になし ・特になし	
公営住宅関係	町営・公営・特公賃住宅の届出 世帯主及び同居者が死亡した場合に 各種申請等が必要となります。	・印鑑(認印)	施設課(早来地区) (0145) 22-2516 追分住民総合相談室(追分地区) (0145) 25-2411
水道・下水道関係	水道・下水道使用中止届 (使用料の清算・閉栓の有無)	・特になし	水道課(早来地区) (0145) 22-2730 追分住民総合相談室(追分地区) (0145) 25-2411
	下水道事業受益者住所変更届等 (土地・建物所有の場合のみ、開始時期により不要な場合もあります)	・特になし	
情報関係	安平町情報通信サービス利用廃止届 利用を廃止する場合	・印鑑	総務課 (0145) 22-2511
	安平町情報通信サービス利用休止申請書 再転入(現在お住まいの自宅に限る)の予定がある場合	・印鑑 1年間に限り利用を休止することができます。	

上記手続きについては、一般的なものであり、特殊なケースは記載しておりませんので、ご了承ください。